

「みどりチェック」の実施手続き

チェックシート の記入・提出



チェックシートの例（抜粋）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	① 肥料を適正に保管	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input checked="" type="checkbox"/>

取組内容の確認



申請



取組の実践



報告



確認

農林水産省の補助事業等に申請する際に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践してください。

令和6年度～

取組を実践した上で、事業の報告時にチェックシートを提出してください。また、国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により、抽出された者に対して取組内容の確認を行います。

令和7年度～

よくあるご質問

Q 「みどりチェック」のチェックシートは、農林水産省の補助事業を活用する場合には、必ずチェックして提出する必要があると聞きましたが、提出しなかったらどうなるのでしょうか？

A 取組の実践とチェックシートの記入・提出は補助金等の受給要件となります。もし、記入・提出しなかった場合には、補助等が受けられなくなるので、必ず実施しましょう。

Q 「みどりチェック」は、難しい内容であり、誰でも簡単には取り組めないのではないのでしょうか。また、取り組むことでどのような効果があるのでしょうか？

A 「みどりチェック」は皆さんが意識すれば取り組める内容です。また、「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。

詳しく知りたい方はこちら

農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等向けのチェックシート解説書やQA集等を掲載しています。

→<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



農業



畜産業



林業



漁業



食品



民間・自治体

お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

☎(直通) 03-6744-1865

目次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

調達

研究開発に取り組む方・資材製造事業者の方向け

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？ 1
- ・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい 3
 - みどり投資促進税制
 - 新事業活動促進資金
 - 株脱炭素化支援機構(JICN)による投融資
 - みどりの事業活動を支える体制整備
 - バイオマスの地産地消
 - 国内肥料資源利用拡大対策事業
 - 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
 - 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- ・ 環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい 8
 - オープンイノベーション研究・実用化推進事業
 - スタートアップへの総合的支援
 - みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業
- ・ 環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい 10

生産

農林漁業者の方向け

- ・ みどり認定を受けるには？ 11
- ・ 設備投資等に活用できる支援措置について知りたい 13
 - みどり投資促進税制
 - 農業改良資金
 - 畜産経営環境調和推進資金
 - 強い農業づくり総合支援交付金
 - 産地生産基盤パワーアップ事業
 - 農地利用効率化等支援交付金
 - 担い手確保・経営強化支援事業
 - 経営発展支援事業
 - 畜産クラスター事業
 - 国内肥料資源利用拡大対策
 - 林業・木材産業循環成長対策交付金
 - 大規模輸出産地モデル形成等支援事業
- ・ 環境にやさしい農業の実践に向けて、地域で新たな取組を始めたい 20
 - みどりの食料システム戦略推進交付金
 - グリーンな栽培体系加速化事業
 - 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
 - SDGs対応型施設園芸確立
 - 地域循環型エネルギーシステム構築
- ・ 環境にやさしい農業への直接支払いや経営体への支援について知りたい 23
 - 環境保全型農業直接支払交付金
 - 有機転換推進事業
 - みどりの事業活動を支える体制整備
 - 環境負荷低減に向けた持続的生産支援(エコ畜事業)
- ・ J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい 26

加工・流通

食品事業者の方向け

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？ 27
- ・ 有機農産物等の加工・流通の取組に活用できる支援措置について知りたい 28
 - 食品流通改善資金
 - 地域資源活用価値創出対策
 - みどりの事業活動を支える体制整備
 - 大規模輸出産地モデル形成等支援事業
 - 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

消費

農業者・食品事業者・市町村の方向け

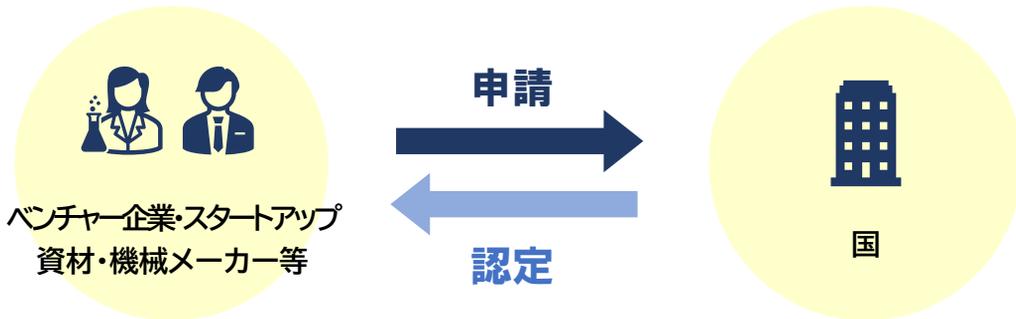
- ・ 農産物の温室効果ガス削減の取組を発信したい 31
 - 温室効果ガスの「見える化」実証
- ・ 農産物の学校給食への活用や食育を進めたい 32
 - 学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究
 - 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
- 【付録】 みどり認定等に対する関連事業の優遇措置の状況(R5補正・R6予算) 33

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(研究開発、資材・機械の生産・販売)

- **みどりの食料システム法**では、みどりの食料システム戦略の実現に向けた新たな技術の研究開発・実証や環境負荷低減に資する資材・機械等の普及拡大の取組を「**基盤確立事業**」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その**事業計画(基盤確立事業実施計画)**を作成し、**国(主務大臣)の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組

- 本制度は、基盤確立事業の取組を通じて、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業、温室効果ガスの排出削減などに取り組もうとする際の**課題を解決**し、農林漁業者が**環境負荷低減に取り組みやすくなる**環境を整備することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国の基本方針**に定めています。

取組類型		取組内容
①	先端的技術の研究開発・実証	環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業
②	新品種の育成	病虫害抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業
③	環境負荷の低減に資する資材又は機械の生産・販売	【資材】 堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料、食品残さを活用した有機質肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売に取り組む事業 【機械】 除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業
④	環境負荷の低減に資する機械のリース・レンタル	環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械類等のリース・レンタル等を行う事業

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(研究開発、資材・機械の生産・販売)

● 主な支援内容

① みどり投資促進税制

■ 資材製造事業者向け

化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造に取り組む事業者の方は、設備投資を行う場合に**みどり投資促進税制**(特別償却)の適用を受けることができます。

■ 機械メーカー向け

化学肥料・化学農薬の使用を低減させる農業機械等について、計画認定と合わせて確認を受けることで、**農業者向けみどり投資促進税制**の対象機種にできます。

② 日本政策金融公庫等による低利融資 ※公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

新たに開発した環境負荷低減に資する農業機械や生産資材等の製造設備等を導入する場合に、日本政策金融公庫の**新事業活動促進資金**について、**特別利率②**(土地に係る資金を除く。)での貸付を受けられます。

③ その他の支援措置

■ 種苗法の特例

認定された基盤確立事業実施計画の成果として育成された新品種について、品種登録の**出願料及び登録料(1～6年目)を4分の3軽減**します。

■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

● 申請の流れ・認定要件等

- 認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは**農林水産省に事前相談**をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ

midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

- 国の基本方針及び審査基準に基づき、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」等の観点から審査を行います。認定要件の詳細については、あらかじめ農林水産省HPから御確認ください。



審査基準

- これまでに認定された計画の概要は農林水産省のHPに公表しています。



これまでの認定状況

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



基盤確立事業者向け税制・融資

● みどり投資促進税制 (法人税・所得税)

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、堆肥などの**化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**(特別償却)できます。(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者

対象設備

- 計画認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに取得したものであること
- 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を製造する専門の機械等及び当該機械等と一体的に整備する建物
(例:堆肥製造装置、バイオコンポスター、ペレット化装置、袋詰め装置など)

ポイント

- ① 計画認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ(☎03-6744-7186)

● 新事業活動促進資金 <日本政策金融公庫 中小企業事業・国民生活事業>

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、環境負荷低減に資する新たな資材・機械類の普及拡大に向けた設備投資を行う事業者の取組を、中小企業の経営革新等への支援を目的とする**日本政策金融公庫の低利融資**で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、以下に取り組む中小企業

- ・ 環境負荷低減に資する資材・機械類の生産・販売
- ・ 環境負荷低減に資する機械類のリース・レンタル

詳しくはコチラ



日本政策金融公庫HP

使途・支援内容

- 当該事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金
(新たに開発した環境負荷低減に資する資材・機械の製造設備の取得など)
- 借入限度額：
①中小企業事業 7億2,000万円
②国民生活事業 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)
- 借入金利： 2億7,000万円まで 特別利率②(土地に係る資金を除く。)
- 貸付期間： 20年以内、運転資金:7年以内

ポイント 基準金利より
利率が低くなります!

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】 公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



基盤確立事業者向け税制・融資

● (株)脱炭素化支援機構(JICN)による投融資

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資(リスクマネー供給)を(株)脱炭素化支援機構が実施します。

※JICNとは・・・地球温暖化対策推進法に基づき、国の財政投融資からの出資と民間からの出資を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する資金供給などの活動を行う株式会社です。

支援基準



詳しくはコチラ

✓政策的意義

- ①温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に資すること
- ②我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献するなど

✓民間事業者等のイニシアチブ

民間事業者等からの出資総額が、JICNからの出資額以上であることなど

✓収益性の確保

JICNによる適切な支援が行われることにより収益確保が認められることなど

✓地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保

地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保することなど

支援対象

温暖化ガスの排出削減・吸収と社会経済の発展に貢献する事業(分野・領域の指定はなく、再エネ発電、燃料、蓄エネ省エネ、設備機器や素材の製造、農林水産業、運輸・モビリティ、資源循環など多種多様な事業を対象とする)

ポイント

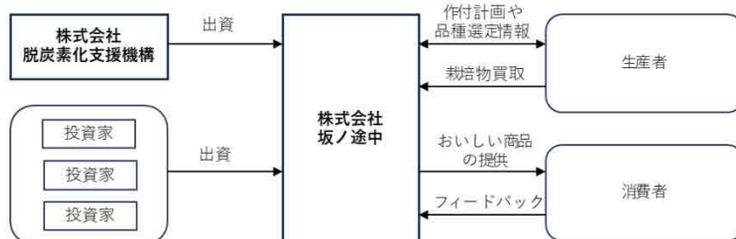
脱炭素に資する農業分野の取組(ソーラーシェアリング、バイオマス利活用、スマート農業、有機農業など)も支援対象となります！
出資・融資の詳細な条件については、JICNにお問い合わせください。

お問合せ先

(株)脱炭素化支援機構 03-6257-3863

<コラム> (株)脱炭素化支援機構の投融資事例(株)坂ノ途中

新規就農者を中心とした提携生産者が栽培した農産物の販売プラットフォームの運営などを行う(株)坂ノ途中は、(株)脱炭素化支援機構の出資を受け、有機農産物等の販売事業拡大に伴う出荷能力の強化や新規就農者が手掛ける有機栽培に関するデータ提供体制のさらなる整備を行います。



「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● みどりの事業活動を支える体制整備

みどり認定ポイント加算対象

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、堆肥製造施設やバイオ炭製造施設等の整備などの取組を支援します。

実施主体

地方公共団体、民間事業者等(肥料製造業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及する等の広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及状況に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個社単位でも活用可能です！

まだ「基盤確立事業実施計画の認定」を受けていなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(堆肥化処理施設、ペレタイザー、バイオコンポスターの整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(肥効分析に係る費用、技術普及に係るマニュアル作成など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● バイオマスの地産地消

みどり認定ポイント加算対象

地域のバイオマス(家畜排せつ物、食品残渣など)を活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計・施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組を支援します。

実施主体

地方公共団体、民間事業者等(発電事業者、食品事業者、畜産農家など)

主な採択要件

- エネルギー調達の環境負荷をバイオマスの活用により低減する計画であること
- 災害時に地域にエネルギーを供給できるなど、レジリエンス強化につながること

支援内容

- 地産地消型バイオマスプラントの導入(1/2以内)
(原料受入設備、前処理装置、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、発電機、貯留槽、熱利用施設など)
- バイオ液肥散布車等の導入(1/2以内)
(バイオ液肥の肥料利用を促進するためのバイオ液肥散布車等の導入)
- バイオ液肥の利用促進(定額)
(肥効分析に係る費用、散布実証など)

ポイント

- ① バイオマスプラントの整備のみでなく、液肥散布車、肥効実証も単独で実施できます！
- ② 売電を行う場合、一部の施設が補助対象外になる場合があります

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



● 国内肥料資源利用拡大対策事業

みどり認定ポイント加算対象

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

実施主体

農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

主な採択要件

- 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること等

支援内容

- 堆肥化処理施設、ペレット化施設等の整備(1/2以内)
- 肥料散布や土壌分析に必要な機械の導入(1/2以内)
- 肥料の成分分析・効果検証(定額)

ポイント

・原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組を支援します。

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部環境・技術課及び畜産課等 又は
農林水産省 農産局農産政策部技術普及課 (☎ 03-6744-2182)
農林水産省 農産局農産政策部農業環境対策課 (☎ 03-3593-6495)
農林水産省 畜産局畜産振興課 (☎ 03-6744-7189)

● 農業支援サービスの先進モデル支援 農業支援サービスの立ち上げ支援

認定事業者ポイント加算対象

スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

対象・要件

農業支援サービス事業体等

支援内容

①農業支援サービスの先進モデル支援

農業支援サービス事業体による、食品事業者等の需要を起点にした生産現場の作業性の最大化や、複数産地が連携した機械共用等を通じた低廉なサービスの提供の取組、ドローン等の多作業・多品目利用に向けた取組を支援。(定額又は1/2以内)

②農業支援サービスの立ち上げ支援

JA出資型法人など農業支援サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向けた以下の取組を支援。

- ・ニーズ調査やサービス提供の試行・改良等(定額)
- ・サービス提供に必要な農業機械等の導入(1/2以内)

ポイント

- ・①の事業は、産地における生産・流通・販売方式の転換(加工品種生産や鉄コンテナ流通への転換等)に向けた、サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入や関連施設の整備等を支援します。
- ・①及び②の事業については、中山間地域等に対して優先枠等を設けます。

お問合せ先

農林水産省 農産局農産政策部技術普及課等
スマート・サービスユニット(☎ 03-3501-3769)

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち

重点対策加速化事業

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体が策定する地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(以下、計画という)に基づき、太陽光発電設備やバイオマス発電・熱利用設備(事業の目標達成のために必要な木質チップ化・ペレット化設備を含む)などの地域共生再エネの導入等を複数年度にわたり包括的に支援します。

対象・事業要件

- エネルギー起源CO2の排出削減に効果がある取組であること
- 地方公共団体が再エネ設備を一定以上導入する計画を策定していること
(都道府県・指定都市・中核市・施行時特列市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)

支援内容

- 以下の取組のうち、2つ以上を実施すること
 - ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
 - ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
(太陽光発電設備、その他再エネ発電設備、熱利用設備、その他基盤インフラ(自営線、熱導管等))
 - ③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導
 - ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
 - ⑤ ゼロカーボン・ドライブ
- 支援費:事業費の2/3~1/3以内
(上限※:都道府県15億円、指定都市、中核市、施行時特列市12億円、その他市区町村10億円)
(※財務当局との要綱・要領等の調整の結果によって、内容の変更があり得ることご留意ください。)

ポイント

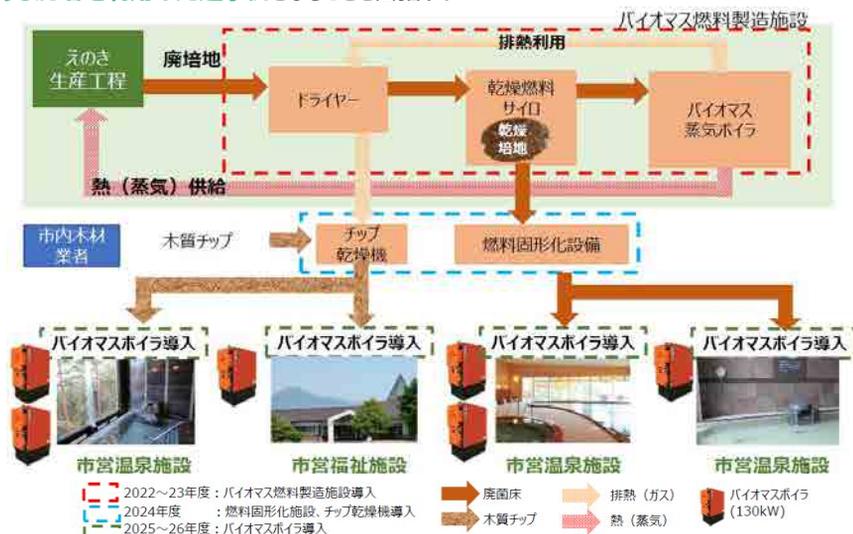
地方公共団体が策定した計画に基づく設備投資であれば、民間事業者の取組も地方公共団体からの間接交付として支援対象になります。

お問合せ先

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課
(☎ 03-5521-8233)又は、最寄りの地方環境事務所

<コラム> 重点対策加速化事業の活用事例(長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップクラスであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理に苦慮**。安曇野市では、**廃培地を乾燥・固形化することで、市営温泉施設等で使用するバイオマスボイラーの燃料として、地産地消**する計画。
- 乾燥廃培地の用途として、畜産農家の飼料や、農家や家庭菜園のたい肥があるが、木質チップと併用することで、バイオマスボイラーの燃料として利用が可能になる。今回の取組を通じて、廃培地の用途が増え、長野県に限らず、**全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す。



「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」



「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出

● オープンイノベーション研究・実用化推進事業

認定事業者ポイント加算対象

産学官が連携して取り組む農林水産・食品分野の基礎研究や実用化研究を支援する**提案公募型の研究事業**です。みどり戦略の推進に資する研究開発について「重要政策タイプ」と位置付けて推進しています。

対象・要件

民間企業、大学、国立研究開発法人、公設試、農林漁業者が組織する団体等による研究コンソーシアム等

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定やみどり認定を受けた農業者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています！

支援内容

- 基礎研究ステージ（研究シーズを創出するための基礎段階の研究開発）
研究実施期間：3年以内 委託研究費：3,000万円以内/年
- 開発研究ステージ（研究成果を社会実装するための研究開発）
研究実施期間：5年以内 委託研究費：3,000万円以内/年

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター イノベーション創出課 (☎ 044-276-8995)
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室(☎03-6744-7044)

● スタートアップへの総合的支援

認定事業者ポイント加算対象

農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決や、サービス事業者等の新たなビジネス創出のため、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。

対象・要件

農林水産・食品分野で革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ(原則設立15年以内)等

支援内容

各フェーズに応じ、研究開発から事業化に向けた取組までサポートします

- フェーズ 0(発想段階):委託研究費:1,000万円以内(2年以内)
- フェーズ 1(構想段階):委託研究費:1,000万円以内(1年以内)
- フェーズ 2(実用化段階):委託研究費:2,000万円以内(2年以内)
- フェーズ 3(事業化準備段階):委託研究費:5,000万円以内(1年以内)
- プログラムマネージャーによる伴走支援
- スーパーアグリクリエーター発掘支援

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター スタートアップ支援課
メール: brain-stupweb[アット]ml.affrc.go.jp ([アット]を@に置き換えてください)
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室(☎ 03-3502-5530)

「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」



農林水産省

認定事業者ポイント加算対象

● みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、脱炭素化や環境負荷低減等のみどりの食料システム戦略の実現や、今後深刻化が見込まれる気候変動等の政策課題に対応した革新的な品種・技術・生産体系の確立等、**国主導で取り組むべき研究課題等を設定し、その研究開発を委託します。**

実施主体

民間団体等(公設試・大学を含む)

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者や、みどり認定を受けた農林漁業者等が参画する場合、採択審査時の加算措置を設けています。

支援対象

- 新品種開発研究
生産性向上や気候変動等に対応する新たな品種等の研究開発を推進
- 環境負荷低減対策研究
みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発を推進
- 気候変動適応研究
温暖化に対する適応技術や新品目の適地適作予測等の研究開発を推進

※国が各研究課題・研究内容及び達成目標を設定し、委託研究先を公募します。

支援内容

令和7年度開始予定の課題における研究実施期間及び委託研究費については、令和7年度予算概算要求の概要をご確認ください。

詳しくはコチラ



農水省HP

お問合せ先

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究企画課 (☎ 03-3501-4609)